

清水塾利用規約

1. 入会等について

1.1. 無料体験日を除く初回受講日または入会申込書受理日のうち、いずれか早い方をもって入会とします。

1.2. 入会金は 10,000 円とします。ただし、キャンペーン等で減免する場合、その金額が適用されます。

1.3. 入会后、いかなる理由でも入会金は返還しません。

1.4. 入会する方のご兄弟・ご姉妹がすでに清水塾に在籍されている、あるいはされていた場合、入会金は免除いたします。また、一度退会された方が再入会する場合も同様です。その旨、入会時にお伝えください。

1.5. 退会は 1 ヶ月前までにお知らせください。各月 16 日以降のお申し出の場合、翌月分までの月謝およびその他費用をご負担いただきます。

2. 月謝等費用について

2.1. 月謝、教材費、冷暖房費等は所属クラス、回数などによって異なります。各コースの入会案内をご確認ください。

2.2. 原則として各月最終受講日に月謝袋を配布します。翌月最初の受講日に持参によりお支払いください。なお、振り込みや引き落としをご希望の場合はご相談ください。

2.3. ご兄弟・ご姉妹で同時に 2 名以上在籍の場合、兄弟姉妹割引として表 1 に示すように月謝等を割引いたします。入会時にその旨をお伝えください。

2.4. 月途中からの入会の場合は、入会月の月謝を回数割りで減額いたします。減額基準については表 2 をご参照下さい。

2.5. 月謝袋の領収印をもって簡易的に領収書代わりとします。正式な領収書が必要な場合はお伝えください。

2.6. 月途中の退会の場合、月謝およびその他費用は返還いたしません。また、教材がすでに発注済みの場合、未使用であっても教材費をご負担いただくことがあります。その場合の教材の所有権は退会にかかわらず塾生側にありますが、退会后 3 ヶ月以内に取りに見えなければ、その所有権を放棄したものとみなします。

2.7. 月謝等の支払い遅延が 1 ヶ月を超えた場合は退会の手続きを取らせていただくことがあります。その場合、手続きの当該月までの月謝およびその他費用をご負担いただきます。

2.8. 病気、怪我の治療などで連続して 3 回以上（週 1 回コースの場合は 2 回以上）欠席となる場合は、理由を添えてその旨お伝えいただくことで月謝を減額いたします。減額基準は表 2 に示します。

2.9. 部活の合宿、大会で、欠席日数が正規通塾日数週 2 回以上の場合で月に 3 回以上、同週 1 回の場合で月に 2 回以上欠席する場合、事前にご連絡いただくことで月謝を減額いたします。減額基準は表 2 に示します。なお、事後のご連絡では減額いたしません。予めご了承ください。

3. 連絡・送迎等について（おもに保護者の皆様へ）

3.1. 欠席、遅刻などの場合は、担当講師に直接ご連絡ください。電話、メッセージサービス、メールのいずれでも結構です。

3.2. 個人面談や保護者面談、ご相談は随時可能ですが、事前にご連絡いただき日時を調整していただきますようお願いいたします。

3.3. 中学 3 年生のみ、志望校の最終決定を控えた 12 月ないし 1 月を目処に希望制で 3 者面談を実施します。近くなりましたら案内を差し上げます。

3.4. 原則として教室内の携帯電話等の使用はできません。お迎えにお越しいただく場合、時間、場所等は事前に決めておくようお願いいたします。また、緊急の連絡は担当講師の携帯電話か塾の電話にコンタクトをお願いします。

4. 教室内での決まりについて（おもに受講生の皆様へ）

4.1. 塾周辺は住宅街でもあります。夜間の入退室はお静かにお願いします。

4.2. 教室内への飲料の持ち込みは可能です。また、高校生、中等後期生については軽食程度の食料もお持ち込みいただけます（匂いの強いものはご遠慮ください）。ただし、食事は授業前か休憩時間に限ります。

4.3. スマートフォン、タブレット、携帯型音楽再生機器等の持ち込みは構いませんが、必ず電源を切るかサイレントモードにしてください（バイブレーターも作動しないようにしてください）。原則として教室内でのこれらの使用はできません。使用の必要がある場合は担当講師の指示を仰いでください。また、無断使用の場合、退室時まで塾側で機器を保管することがあります。

4.4. 授業の本質とは関係のない発言、私語は慎んでください。なお本質にかかわる発言、アカデミックな発言は歓迎します。

5. 休講・休業について

5.1. 次にあげる日は休業いたします。ただし、これらの日でもオリエンテーションや特別講習、模試等を実施する場合があります。

①月曜を除く祝日・振替休日（ただし、学校の定期試験期間などは実施することがあります。また、当該月の実施回数が十分に確保できる場合は、月曜の祝日・振替休日でも休講することがあります。）

②5月3日～5日（ゴールデンウィーク期間）

③8月13日～15日（お盆期間）

④8月25日～26日（十日町大まつり期間）

⑤12月29日～1月3日（年末年始期間）

⑥3月27日～31日（年度末整理期間）

5.2. 1 ヶ月の最低実施回数は週 4 回のコースで 14 回、週 3 回で 11 回、週 2 回で 7 回、週 1 回で 4 回（ただし 2、3、8 月は週 3 回で 10 回、週 1 回で 3 回）とし、これに満たない場合は補講を実施します。

5.3. 地震等天災や争乱等により営業が困難な場合や、伝染病等の流行により国または自治体から休業指示が発出された場合、休業が 1 ヶ月以内ならば表 2 に定める基準により月謝を減額します。また休業が 1 ヶ月を超えるならばその超過期間に関しては月謝はいただきません。ただし、リモート等、何らかの形で指導を継続できる場合はこの限りではありません。

5.4. 怪我、病気等で担当講師による授業実施が困難な場合、喫緊の 1 回に関しては自習対応とさせていただきます。また、それらによる担当の指導困難が概ね 1 ヶ月以内と見込まれる場合、代替の講師が 2 クラス掛け持ちで一時的に対応するか休講する場合があります（休講時は月謝を減額し、その額は表 2 に準じます）。さらに、担当による指導困難が 1 ヶ月を超えて長期になることが見込まれる場合、曜日、時間の変更も含め、以降の通塾形態に変更をお願いする可能性があります。なお、変更を伴う際には、受講生の皆様に不利益が生じないよう、実務上可能な限り配慮いたします。

5.5. 担当講師の休暇取得等の都合により、臨時で曜日時間の変更や休講をお願いする場合があります。なお、休講の場合でも上記 5.2. に示した回数は最低限確保します。

6. 規約の改定について

当塾は必要に応じ、本規約を随時改定できるものといたします。改定にあたっては、民法所定の定めに基づき、一定の周知期間が設けられることがあります。この場合、周知期間経過後に、改定後の規約が発効したものとみなします。

表 1 兄弟姉妹割引基準

ご兄弟姉妹 2 名様以上で同時に清水塾に在籍される場合、2 人目以降の月謝を下表のとおり値引きいたします。なお、夏期講習等の特別講習や中 3 理科・社会コースは兄弟姉妹割引の対象外とさせていただきます。また、2 人目以降のご兄弟姉妹様分からは、年 2 回の冷暖房費のお支払いを免除いたします。

週 1 回コース	1,000 円引き／月
週 2 回以上コース	2,000 円引き／月

※ご兄弟姉妹様の週回数が異なる場合、値引き額が大きい方を適用します。
※小学生に関しては左表に 50% を乗じた値引きとさせていただきます。

表 2 月謝減額基準

コースの週コマ数	中学・中等前期減額基準	高校・中等後期減額基準
1 回	1 回につき 1,600 円	1 回につき 1,800 円
2 回	1 回につき 1,400 円	1 回につき 1,600 円
3 回	1 回につき 1,300 円	1 回につき 1,400 円
4 回	1 回につき 1,300 円	1 回につき 1,400 円

※小学生に関しては、授業料月額を当該月の本来実施するはずだった回数で割った金額をもって、1 回の減額基準とさせていただきます。ただし、100 円未満は切り捨てます。